

# 「私をJR東海に帰してください！」

山本修さんの強制出向取消裁判は、3月4日東京地裁619号法廷において結審しました。山本修さんは法廷の中で「会社が自分を強制的に出向延長している不当性を明らかにし、JR東海への帰任を求める」ことを堂々と意見陳述しました。そして新幹線地本の仲間やOBの先輩たちが50人かけつけてくれました。

## 無期限出向は「転籍」と同じ？

JR東海会社の労働協約や就業規則には「出向期間の延長規定」はありません。私はJR東海に戻って働きたいのです。私をJR東海本体に帰して下さい。

会社は、人事異動についてその都度、社員の能力、経験、適正、希望等を勘案して、総合的に判断すると言っていますが、「会社は帰れる職場をまじめに検討したのでしょうか」「私には、JR東海で働く場所が何処にもないのでしょうか」。

JR東海会社の労働協約や就業規則には「出向期間の延長規定」はありません。出向期間の延長が「任用」で片付けられるならば、会社の都合でやりやいたい放題となり、出向と言っても「転籍」と同じで無制限な出向となってしまいます。このことは、私個人の問題だけでなく、JR東海に働く全社員に関わる問題です。

また、安倍政権は、派遣法改正による派遣期間延長や国家戦略特区では金銭による解雇を可能にするなど、労働者の地位を弱める政策を次々と進めています。

本件で裁判所が会社の主張を認めるならば、労働者の地位を不安定にする政府の政策を後押しすることになりかねないと思います。

このような中で、私は何としても「仲間のいるJR東海で定年を迎えたい」という強い思いがあります。

ぜひとも裁判所におきましては、法律と社会的な公正に照らした、判決をお願いします。

(山本修さんの最終意見陳述 抜粋)

4月15日 強制出向延長取消裁判 「判決」  
東京地裁619号法廷 10時から(9時30分 地裁ロビー集合)